

栗東市土木一式工事他の積算内訳書事後公表に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栗東市土木一式工事他(以下「工事」という。)の発注に係る入札の透明性及び公正性を確保するため、積算内訳の事後公表に関する事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(事後公表の対象工事)

第2条 積算内訳を事後公表する対象は、競争入札に付する工事のうち、栗東市建設工事等指名競争入札参加者の格付及び選定の基準(昭和63年1月8日訓令第1号)第3条に規定する6業種から土木一式工事、舗装工事、水道施設(給水装置)工事を対象とした、3業種とする。

(事後公表する内容)

第3条 事後公表する内容は、書面(以下「積算内訳書」という。)の形態で表すものとする。

2 積算内訳書は、表紙と内訳書から構成し次のとおりとする。

(1) 表紙に記載する内容

ア 工事名称

イ 設計金額

(2) 内訳書に記載する内容

ア 直接工事費については、工事区分、工種区分、種別区分の名称、単位、数量及び金額とする。

イ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等については、数量、単位及び金額とする。

3 前2項によりがたい場合は、建設工事の担当課(以下「担当課」という。)等において別に定めることができるものとする。

(事後公表の時期)

第4条 原則として、契約締結後速やかに閲覧に供するものとする。

(閲覧の期間)

第5条 事後公表の期間は、当該契約年度及び翌年度とする。

(閲覧の場所)

第6条 公表は、情報公開コーナーにおいて行うものとする。

(閲覧の条件)

第7条 積算内訳書は所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできない。

2 積算内訳書を汚損又は毀損してはならない。

3 積算内訳書の複写等の便宜供与は行わない。

4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じない。

5 前4項によりがたい場合は、栗東市情報公開条例（平成12年3月27日条例第4号）の規定を遵守する。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。